

令和 5 年 2 月 27 日

養父市議会議長 西 田 雄 一 様

生活環境常任委員会
委員長 淨 慶 耕 造

生活環境常任委員会調査報告書

閉会中において、本委員会の所管事務につき調査したことを次のとおり報告する。

- 1 調査年月日 令和 5 年 2 月 3 日（金）
- 2 調査内容 市内自治協議会の活動状況と今後の方向について
- 3 調査内容

設立後 9 年から 14 年が経過した地域自治組織（以下「自治協議会」という。）の活動状況と今後の方向について、市民生活部人権・協働課から詳細な資料の提供と説明を受け、調査を行った。

自治協議会は、平成 21 年に制定された「養父市まちづくり基本条例」に依拠し、市と市民の協働理念のもと、地域住民の総意を集め、自発的、主体的に設立された組織である。現在 18 の小学校区（旧校区を含む）全てに自治協議会が存在し、活動を行っている。早い自治協議会は平成 21 年に設立され、最も遅い自治協議会は平成 26 年に設立された。

自治協議会は、それぞれ活動拠点施設に地域活動推進員（常勤事務局員、非常勤事務局員）を置き事業を展開している。これらを財政的に支えるのは、市が交付する包括交付金である。包括交付金は校区の人口、世帯数、高齢化率、面積等から算定しており、多い自治協議会は 834 万円、少ない自治協議会で 457 万円が交付され、自治協議会の運営費、活動費、人件費などに充てられている。地域活動推進員の人件費として 1 組織あたり 250 万円を包括交付金に算定し交付しているが、県の最低賃金の上昇により、市は今後の状況によっては人件費算定額の見直しも必要であると捉えている。また、令和 2 年に「養父市地域自治組織の財政支援に関する条例」が改正されたことにより、地域活動推進員の社会保険加入の条件が整った。労働環境の改善が進む一方、社会保険加入には、代表者の個人情報記載が必要となるため、将来的には法人化など組織形態の検討課題も浮上すると予想される。

また、従来行政区に対して市が補助金として交付してきた消火栓機器や防犯灯、廃棄物集積庫等の経費補助金を包括交付金に移行しており、市行政が担っていた事務について自治協議会でルールを定め、自分たちの責任と判断によって行っている。

18 の自治協議会に対する包括交付金の総額は 1 億円程度であるが、財源の約半分を過疎対策事業債（ソフト分）で充当されている。

包括交付金は、年度繰越しの制限や基金積立期間の制約を設けているが、自主財源については自由な用途を認めており、11 の自治協議会

が特産品販売、喫茶店営業、売電手数料、市水道の検針などの自主事業によって自主財源を生み出している。

自治協議会は、過疎化高齢化により集落のコミュニティ機能が低下する中で、相互に補い合いながら、地域課題の解決に向けた事業の実施を目的としている。生涯学習やフレイル予防、健康増進事業などの日常活動にとどまらず、8つの自治協議会が県の施策である「地域再生大作戦」を活用して、移住定住の促進、特産品開発、世代間交流、古代米を通じた交流、新たな文化事業創出など積極的な地域課題の解決に取り組んでいる。これらの事業の遂行に当たっては、県派遣のアドバイザーや地域おこし協力隊が伴走的に支援する例も見られる。

ほとんどの自治協議会が設立後10年を経過することから、「地域づくり計画」の見直しが進められている。4つの自治協議会では既に完了し、4つの自治協議会が見直し中である。計画づくりには市職員からなる「地域担当チーム」が情報提供やアドバイスを行っているが、より積極的な関与や能力の底上げが求められる。

地域づくり計画と行政区の事業を連動させるには、地域活動推進員と区長会との関係をうまく構築することが重要であり、自治協議会運営を効果的に進めるためには必須であると考ええる。

自治協議会が設立されてから14年の間に養父市は大きく変わった。この変化が予測されたからこそ、自治協議会は設立されたと考えられる。持続する地域社会を目指して、進化できる自治協議会が求められている。

(まとめ)

文化・歴史を共有する小学校区を単位とした地域自治組織の設立が全国的に盛んである。養父市は合併後5年で地域自治組織の設立に着手しており、市役所が遠くなった地域住民にも一定の安心感を与え続けてきた。今日では、市の「まちづくり計画」の推進においてもなくてはならない組織となっている。今後の自治協議会の活発な活動のためには、市は設立からの経験を振り返り、生じた課題について速やかに支援制度の改革に取り組まなければならない。

従来から、行政情報を住民に伝達したり、地域のインフラ整備の要望や住民意思を市に伝える役割は行政区の区長が担っている。自治協議会が地域の長期計画（地域づくり計画）を作成し、その実行主体となるためには区長会との連携が欠かせないと考ええる。

市は、それぞれの自治協議会の地域づくり計画の推進に見合う形で、自治協議会への新たな補助金制度の創設を検討すべきである。

その上で自治協議会に対しては、包括交付金の一部を積み立てた基金を原資とし、計画実現に向けた努力をお願いしたい。